

「石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）」に対するパブリックコメントの結果とご意見・ご提言に対する本市の考え方について

石巻市では、「石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）」について、平成20年10月27日から平成20年11月25日までの間、ホームページ等を通じ市民の皆様の意見等を募集いたしました。

この結果、1名の方から39件の貴重なご意見・ご提言をいただきました。

ご意見等につきましては、「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
1	このプランの策定目的、審議、決定したメンバー及びメンバーの選出理由を教えてください。	改革プランは国の求めにより、病院事業を設置している地方公共団体が平成20年度内に策定するものです。 策定体制につきましては、「石巻市公立病院・診療所改革プラン検討会議」及び「ワーキングチーム」を設置し検討いたしました。 本検討会議及びワーキングチームのメンバーについては、副市長、病院局長のほか本市の病院・診療所に関係する部長、次長、課長等で構成されています。 また、市民、各種団体の代表、学識経験者等で組織する「石巻市病院運営審議会」に諮問し、答申をいただいています。 なお、メンバーについては改革プランの「資料編」に掲載しています。
2	審議した内容を公開してください。	会議録等を公開する予定はありませんが、策定経過については本改革プランの「資料編」に掲載しています。
3	このプランについて、病院職員にはどのように周知したのでしょうか。	石巻市立病院については、院内広報誌及び院内ホームページに掲載し周知しています。 石巻市立雄勝病院及び石巻市立牡鹿病院については、院内主任者・代表者会議等において説明しています。 5診療所については、所管部署を経由して説明しています。
4	このプランが実行された場合、市民、病院職員、市及び3病院5診療所にどのようなメリット、デメリットがありますか。	市民のメリットは、地域にとって必要な医療が確保されることです。 「地方公営企業法全部適用」になった場合の病院職員のメリットは、経営状況を反映した給与を定めることができますので、経営状況がよければ職員の給与が増加することです。デメリットは、経営が悪化した場合、職員の給与が減少することが考えられます。
5		市及び3病院5診療所のメリットは、各病院・診療所に必要とされる機能を安定的に確保する体制が構築され、地域医療の中で適切な役割を果たすことができることに加え、経営の効率化が図られることです。
6		3病院が「地方公営企業法全部適用」へ移行した場合の病院のメリットは、経営責任が明確となり業務給の導入により、職員のモチベーションが向上することが期待できることです。デメリットは、労務管理の負担が増大することです。
7		
8	石巻医療圏の課題 について、現状と課題を分析とありますが、現状の分析は何を基にして分析をしたのでしょうか。分析した課題は、市民からの提案のあったのでしょうか。それとも、石巻市として問題視している課題でしょうか。	石巻医療圏の課題については、主に平成20年4月策定された「宮城県地域医療計画」に掲載されている現状を基に、本市が石巻医療圏の課題を分析したもので、市民にアンケート調査等を行い課題を整理したものではありません。

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
9	石巻医療圏へ大崎・登米地域からの患者が流入している状況を考慮したうえで、課題分析をしたのでしょうか。	他の医療圏からの患者の流入については、「石巻医療圏への依存率の状況」に掲載しています。 外来患者については、登米市から4.8%、入院患者については、登米市から3.9%が石巻医療圏に流入しており、いずれも登米市が割合では1位となっています。 他の医療圏からの患者の流入よりも、石巻医療圏から仙台医療圏に18.8%の入院患者が流出していることが課題として大きく、仙台医療圏に依存しない地域完結型の医療提供体制を整備することが必要であると考えています。
10	石巻市の考える(文中で表記している)「患者ニーズ」・「地域のニーズ」とは、どのような内容ですか。	○石巻市立病院 患者ニーズについては、患者に対するアンケート調査等を行い整理したものではありませんが、高齢化の進行に伴い高血圧、動脈硬化等の循環器疾患や骨折、骨粗しょう症等の整形外科疾患が増加することが予想されることから、これらの診療科に対する患者ニーズが高いと考えています。 また、長期療養及び介護を必要とする慢性疾患患者が、今後さらに増加することが考えられますので、終末期医療等の在宅医療提供体制の充実を図ることも必要と考えています。 ○石巻市立雄勝病院 高齢者が多い地域のため、高齢化に伴う疾病に対応した診療や在宅訪問診療及び長期療養が必要な患者が入院できる医療体制を考えています。 ○石巻市橋浦診療所 日常の診療の中で、患者、家族等から寝たきり等の高齢患者への往診を要望されており、往診の依頼には積極的に対応しています。
11	石巻赤十字病院との医師相互派遣とは、石巻赤十字病院からは、どの診療科の医師が石巻市立病院へ派遣されていますか。また、逆に、石巻市立病院からは、どの診療科の医師が石巻赤十字病院へ派遣されていますか。	石巻赤十字病院からの派遣は、外科（乳腺外来）の医師です。 石巻赤十字病院への派遣は、消化器科の医師です。
12	石巻市立雄勝病院、女川町立病院及び登米市立豊里病院への医師派遣とありますが、派遣先である病院へ石巻市立病院からどの診療科の医師が派遣されているのでしょうか。	石巻市立雄勝病院への派遣は、循環器科の医師です。 女川町立病院への派遣は、消化器科の医師です。ただし、平成20年12月より派遣を中断しています。 登米市立豊里病院への派遣は、消化器科の医師です。ただし、平成21年1月より派遣を中断しています。
13	石巻赤十字病院との医師相互派遣とありますが、石巻赤十字病院から派遣された医師に対して報酬(交通費等)は、発生しているのでしょうか。報酬を支払っているのであれば、その金額の根拠もお願いします。 また、報酬の支払先も併せてお聞きします。	報酬は、石巻赤十字病院に支払っています。 金額の根拠は、他医療機関との均衡に配慮し、病院間の協議により決定しています。
14	石巻市立雄勝病院、女川町立病院及び登米市立豊里病院への医師派遣とありますが、医師の派遣は無料で実施しているのですか。 また、派遣回数及び報酬等がある場合は、派遣先からの報酬等の受領方法をお答えください。(石巻市立病院の収入となるのか。医師個人への支払いで、個人の収入となるのか。また、別な方法で受領しているのか。)	石巻市立雄勝病院は、本市が設置者であり、派遣医師は石巻市職員であることから無償になります。 女川町立病院及び登米市立豊里病院は、石巻赤十字病院と同様、協定に基づき報酬を受領しており、石巻市立病院の収入としています。 派遣回数については、石巻市立雄勝病院は月1回、女川町立病院及び豊里病院は月2回でした。

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
15	石巻市立病院からの医師派遣は、先に記載のあった石巻市立雄勝病院、女川町立病院、登米市立豊里病院、石巻赤十字病院以外にありますか。	ありません。
16	石巻市立病院の医師の身分は、地方公務員ですか。 地方公務員であるならば、派遣等で報酬が生じる場合、地方公務員法にはふれないのでしょうか。	石巻市立病院の医師の身分は地方公務員です。派遣等による報酬は医師個人の収入にはなりませんので、法に抵触するものではありません。
17	石巻市の医療機関（3病院・5診療所）に勤務する職員で、上記で記載されているもの以外の、医療機関や検診業務等へ派遣がありますか。「ある」場合は、報酬の有無、受領先もお答え願います。	○石巻市立病院 病院の使命として予防医学に対する積極的な貢献を果たすという見地から、石巻市立病院では医師の派遣依頼に応えるようにしています。石巻市立病院では、本市が実施する検診業務を行った場合の医師個人への報酬はありませんが、宮城県対がん協会の検診に対する派遣については、医師個人が報酬を受領しています。この場合、サービス規程における正式な手続きを経ていきます。 ○診療所 石巻市橋浦診療所、寄磯診療所及び河北歯科診療所では、保育所及び児童生徒健康診断、住民検診等に医師を派遣していますが、報酬等は診療所事業特別会計の歳入になっており、医師個人の収入にはなりません。
18	石巻市の医療機関（3病院・5診療所）に、他の医療機関から、医師が派遣（嘱託含む）されていますか。 派遣がある場合は、支払う報酬等の根拠を教えてください。	○石巻市立病院 石巻市立病院には、常勤医師が不在の診療科や医師が不足する診療科について、東北大学病院等から応援医師の派遣を受けています。報酬の根拠については、病院間の協議により決定しています。 ○石巻市立雄勝病院 東北大学病院等から医師の派遣を受けています。報酬については病院間の協議により決定しています。 ○石巻市立牡鹿病院 東北大学病院等から医師の派遣を受けています。報酬については病院間の協議により決定しています。 ○石巻市寄磯診療所 嘱託医師が病気療養中であった平成19年4月の毎週水曜日に計4回の派遣を受けています。 なお、報酬額については、石巻市牡鹿病院に派遣されている整形外科医師に準じており、交通費については、石巻市夜間急患センター当直派遣医師に準じています。 ○石巻市夜間急患センター 石巻市夜間急患センターには、常勤の医師が1名おりますが、それ以外は、東北大学病院や、石巻市医師会、桃生郡医師会などから医師の派遣を受けています。 医師報酬の算出根拠は、厚生労働省が示している医師1時間当たりの診療単価に準夜、深夜の割り増し加算をし決定しています。
19	石巻市立病院から他の病院に医師を派遣しているのであれば、同じ市立の診療所で、嘱託医師を雇ったり、他の病院に派遣医師を頼んだりしている部分を、石巻市立病院の医師で補えないものですか。 それが出来れば診療所の医師報酬を減額することが出来ると思います。	石巻市立病院の常勤医師については、午前中の外来診療後、午後には入院患者の検査や手術、回診など、終日を通して厳しい勤務環境となっています。そのほかに宿直や日直などが割り当てられており、宿直後の外来勤務を引き続き行うことも常態化しています。 また、休日の救急患者に対する手術等へのオンコール体制も敷いています。石巻市立病院の常勤医師は現在25名ですが、前述したように厳しい勤務体制ですので、これ以上の他医療機関への派遣は、現状では困難な状況です。

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
20	<p>石巻市立病院は、地域医療にどのように貢献してきたのでしょうか。具体的に数値等を含めて提示願います。</p> <p>また、災害時医療とありますが、どのような災害を想定しているのでしょうか。</p>	<p>石巻市立病院は、平成11年2月に救急告示病院になり、同年4月からは病院群輪番制に参加し、救急医療を担ってきました。平成19年度の休日・夜間救急患者取扱件数は、1,940件です。</p> <p>災害時医療については、災害による傷病者の受入れを行うことのほか、原子力災害時には24時間体制で放射線被ばく患者を受入れることにしています。</p> <p>また、想定している災害は、地震、風水害等の自然災害、テロ、航空機事故等の人為的災害及び原子力災害等です。</p>
21	<p>石巻市立病院は、災害時医療を実施するにあたり、どのような体制になっていますか。</p> <p>想定される災害(地震・津波・原発事故(放射線もれ)、広域火災、テロ(サリン事件のようなテロ・爆発物によるテロ)、有事、その他病院で想定している災害)ごとにご回答願います。</p>	<p>各種災害発生時には石巻市地域防災計画に基づき設置される災害対策本部の災対病院部として、被災者に必要な救護活動等を行うこととしています。</p> <p>また、原子力災害時には、県及び市の要請により、初期被ばく医療機関として患者の受入れや被ばく医療チームの派遣を行うこととしています。</p>
22	<p>石巻市立病院の公益的機能とは、どのような内容ですか。</p>	<p>石巻市立病院は、採算性等の理由から民間医療機関による提供が困難な救急医療、災害時医療等を担っています。</p>
23	<p>医療機関ごとに病床数・看護師数等が記載してありますが、医療機関ごとに記載してある病床数を運用するにあたり、最低限必要な看護師数とその根拠も含めて教えてください。</p>	<p>○石巻市立病院 一般病棟7対1入院基本料の施設基準の届出を行っており、206床の本院がこの基準を満たすために必要な看護師数は、8時間勤務3交替で1日当たり81人（27人×3交替）になります。</p> <p>さらに、ひとりの看護師の月平均夜勤時間数72時間を越えない勤務体制が必要なことから、これらの条件を満たした病床配置に必要な看護師数は135人前後になります。</p> <p>なお、病棟配置のほかに各診療科外来兼手術室に約20人の配置が必要になります。</p> <p>○石巻市立雄勝病院 療養病床20対1入院基本料の施設基準の届出をしており、40床の本院がこの基準を満たすために必要な看護師数は、16時間勤務2交替で1日平均看護配置数は6人です。</p> <p>さらに、ひとりの看護師の月平均夜勤時間数72時間を越えない勤務体制が必要なことから、病棟勤務看護師は15人必要です。</p> <p>なお、病棟配置のほかに、内科及び外科の外来に約4人の配置が必要になります。</p> <p>○石巻市立牡鹿病院 一般病棟15対1入院基本料の施設基準の届出を行っており、40床の本院がこの基準を満たすために必要な看護師数は、16時間勤務2交替で1日平均看護配置数は6人です。</p> <p>さらに、ひとりの看護師の月平均夜勤時間数72時間を越えない勤務体制が必要なことから、病棟勤務看護師は15人必要です。</p> <p>なお、本来は、病棟勤務者だけで夜勤を行いますが、看護師不足のため、看護科部長を含む外来勤務及び病棟勤務の看護師14人全員で夜勤を行っています。</p> <p>○石巻市夜間急患センター 看護師数は、入院患者数で配置基準が定められており、夜間急患センターは、一般病床8床を有していますが、入院患者を置いていませんので、この基準を参考とし初期救急医療施設として機能できるような看護師の配置を行っています。</p> <p>診療に必要な看護師の配置は、診療科目（内科、外科、小児科）を考慮し、準夜帯で4名、深夜帯で3名とし、年末年始の準夜帯は、患者数が多いので5名体制としています。</p>

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
24	<p>石巻市立3病院は、救急告示医療機関及び病院群輪番制の対象になっているようですが、実際救急患者として受入れをした患者数を教えてください。</p> <p>救急患者として受入れをした患者数の中で、病院群輪番制の当番日に受入れをした患者数を教えてください。また、その中で入院治療が必要だった患者数も併せてお聞きます。</p> <p>また、病院群輪番制の当番日に患者の受入れを断ったことがあるのでしょうか。</p>	<p>○石巻市立病院 平成19年度の休日・夜間の救急患者数は、1,940件です。病院群輪番制当番日の患者数は837人で内入院患者数は276人です。 当直医の専門外の患者の場合は、受入れをお断りすることがあります。</p> <p>○石巻市立雄勝病院 平成19年度の休日・夜間の救急患者数は、556件です。病院群輪番制当番日の患者数は74人で内入院患者数は17人、受入れを断った患者はありません。</p> <p>○石巻市立牡鹿病院 平成19年度の休日・夜間の救急患者数は、1,542件です。病院群輪番制当番日の患者数は150人で内入院患者数は7人、受入れを断った患者はありません。</p>
25	<p>石巻市牡鹿病院は、救急告示医療機関として、24時間365日患者からの受入れ要請があった場合、診療を断ったことはありますか。</p>	<p>診療を断ったことはありません。</p>
26	<p>石巻市立牡鹿病院は、地域住民の健康と福祉の増進・向上に努めてきました。とありますが、具体的にその行ってきた内容について教えてください。</p>	<p>石巻市立牡鹿病院は、「住民が何処に住んでも、平等に適切な医療が何時でも受けられる」ことを目標に健康相談、24時間診療、往診等に応じてきました。</p>
27	<p>石巻市立雄勝病院及び石巻市立牡鹿病院が石巻市立病院のサテライト病院としての具体的な内容を教えてください。</p>	<p>○石巻市立雄勝病院 石巻市立病院を基幹病院とし、基幹病院の地域拠点病院として軽症患者・慢性期患者等の医療を中心に行っています。精密検査、専門的医療、高度医療等を必要とする患者を基幹病院へ紹介し、急性期の治療を終えた患者を受入れる等の病病連携を行っています。 石巻市立病院への紹介患者数は、平成20年4月から11月まで、循環器科2人、消化器科4人、放射線科7人、合計13人となっています。石巻市立病院からの受入れは14人です。</p> <p>○石巻市立牡鹿病院 石巻市立病院を基幹病院とし、石巻市立牡鹿病院は地域の「かかりつけ医」的な病院として、相互連携を図っています。 石巻市立病院への紹介患者数は、平成20年4月から11月まで、消化器科8人、外科6人、皮膚科5人、循環器科2人、婦人科1人、耳鼻咽喉科1人、放射線科1人、合計24人となっています。石巻市立病院からの受入れは13人です。</p>
28	<p>学識経験者等とありますが、市民の意見を取入れるために、市民団体等（一般市民）からも選任するのでしょうか。具体的にどのような立場の人ですか。</p> <p>選任された人たちの中には、未来の石巻医療圏、しいては宮城県の医療についてのビジョンを持った人が含まれるのでしょうか。</p> <p>ビジョンを持った人が選任されるのであれば、石巻医療圏の医療機関の特殊性を吟味して、病院ごとに医療の役割を振分けることが出来る人が望ましいと考えます。</p>	<p>学識経験者等で組織する「石巻市病院運営審議会」は、石巻市病院運営審議会条例に基づき設置しています。</p> <p>一般市民代表として3名、学識経験者は、石巻専修大学経営学部教授、識見を有する者として、石巻市医師会会長、桃生郡医師会会長、石巻歯科医師会副会長、石巻薬剤師会会長、石巻市議会議員、宮城県石巻保健所長を選任しています。</p> <p>本改革プランの点検・評価を実施するうえで適した方々を選任しています。</p>

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
29	<p>石巻市立牡鹿病院の病床数の減少は、地域医療のサービス低下になると思いますが、そのマイナスを受ける地域住民には、どのような方法で周知し、また、地域住民は病床の減少を納得しているのでしょうか。</p> <p>病床の減少は、患者に直結する問題なので、住民への説明をしていないのであれば、来年度から実施するのは見送った方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>地域住民には、説明会等をしておりませんが、病床数を削減しても、これまでと同様に病院としての機能を維持し、救急医療、災害時医療を含めた地域医療を確保することとしています。</p> <p>地域住民にとってサービス低下等のマイナスにならないよう努めてまいります。</p>
30	<p>石巻市立牡鹿病院の病床数の減少に伴い、看護師が過剰になると思いますが、その人員を他の病院・診療所（看護師不足を訴えている）に配属換えするのが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>石巻市立牡鹿病院は、病床を削減しても看護師の配置基準は変わらず、依然として看護師不足の状況にあります。</p> <p>石巻市立病院からの看護師派遣も含めて、看護師の安定的確保に努めてまいります。</p>
31	<p>経営形態の検討の中に「地方公営企業法全部適用」が最適でありそれを目指します。とありますが、各経営形態ごとにメリット・デメリットを対比表にして示してください。</p>	<p>各経営形態ごとにメリット・デメリットを対比表にした「経営形態別の病院事業の概要」を改革プランに追加しました。</p>
32	<p>石巻市として3病院を病院として維持していくのでしょうか。</p> <p>また、全体として、今後石巻市が考える石巻医療圏に対し石巻市立3病院5診療所が、どのように機能分担していくか具体的に示されていないようなので、石巻市の目指す医療のビジョンを具体的に教えてください。</p>	<p>石巻市立3病院については、今後も病院機能を維持し地域医療を確保します。</p> <p>3病院5診療所の機能分担については、石巻市立病院は救急医療及び急性期医療を、石巻市立雄勝病院は、石巻市立病院のサテライト病院としての機能及び療養病床、石巻市立牡鹿病院は、石巻市立病院のサテライト病院としての機能を担います。</p> <p>診療所については、石巻市河北歯科診療所を除いて、他の医療機関と競合しないため機能分担が図られていますので、今後も初期医療機関として地域医療を確保します。</p>
33	<p>病院の診療所化（有床・無床）、診療所の廃止について、このプランの作成時に検討したのでしょうか。または、今後検討するのでしょうか。</p>	<p>石巻市立3病院については、今後も病院としての機能を維持し、地域医療を確保します。</p> <p>なお、石巻市立牡鹿病院については、平成21年度中に病床数を25床に変更します。</p> <p>また、石巻市河北歯科診療所については、施設の廃止も視野に入れ、早期に今後の経営形態の方針を決定します。</p> <p>その他の4診療所については、現状の経営形態で地域医療を確保します。</p>
34	<p>「地方公営企業法全部適用」になると、病院事業管理者が任命されると思いますが、誰が選任・任命するのですか。</p> <p>石巻市が考える「病院事業管理者」に適した人はどのような人でしょうか。</p>	<p>管理者は、地方公営企業法第7条の2に基づき地方公共団体の長が任命します。</p> <p>なお、管理者には予算調整権、議案提出権、決算の審査及び認定の付議、過料を科する権限を除いて、地方公営企業法の業務を全面的に執行する広範な権限が与えられます。</p> <p>与えられた権限を最大限発揮できるリーダーシップを持つ人材を選任することが、経営改革を達成するために必要です。</p>

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
35	<p>「石巻市公立病院・診療所改革プラン」が実施された場合、病院・診療所に勤務する職員の身分、給与、労働条件は、どのようになりますか。</p>	<p>石巻市立3病院については、平成25年度から「地方公営企業法全部適用」を目指し、平成23年度から（仮称）石巻市立3病院経営改善委員会において検討・協議を行います。</p> <p>「地方公営企業法全部適用」になった場合は、職員は企業職員になりますが、地方公務員であることに変わりはありません。</p> <p>なお、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、一般職員の場合は条例で定められていますが、企業職員の場合は給与の種類及び基準は条例で定められ、給与表等の具体的事項及び勤務時間その他の勤務条件は団体交渉の対象として労働協約を締結できるとされており、管理者が交渉に応じ、その決定事項を企業管理規定で定めることができます。このことから、経営状況を反映した給与の決定が可能になります。</p> <p>なお、全部適用の職員には「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が適用され、労働組合の結成、団体交渉、労働協約の締結等が認められます。</p> <p>石巻市河北歯科診療所については、今後の経営形態の方針は決定しておりません。</p> <p>他の4診療所については、経営形態が今後も変わりがなく、職員の身分等に変更はありません。</p>
36	<p>石巻市立病院で 石巻市夜間急患センターを吸収合併する。という意見を提案します。合併すると下記のような利点が考えられますので、ご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●急患センターの施設（機材）が使用出来る。 ●急患センターの職員が市立病院の業務が出来るようになる。 ●急患センターの当直を市立病院の医師でカバーする。すると、急患センターの医師報酬を減額することが出来る。 ●入院が必要な患者は、市立病院へ入院出来る。（他の病院に紹介されなくても良い。以前、市立病院が当直医が専門でないため、急患センターから石巻市外の病院に救急車で行ったことがあるため。） <p>石巻市立病院と石巻市夜間急患センターを合併出来ないのであれば、石巻市夜間急患センターの駐車場だけでも日中使用出来るように出来ませんか。</p> <p>市立病院を受診する際に 文化センター裏の駐車場から市立病院の正面玄関まで距離があるため、特に悪天候や子連れの際に距離を感じます。駐車場を日中使用出来るようになれば、市立病院利用者の利便性が向上すると思うのですが。</p>	<p>①吸収合併について</p> <p>石巻市夜間急患センターの診療科は、内科、外科及び小児科であり、年間365日を通じて初期救急診療を行っています。</p> <p>診療については、東北大学病院、石巻市医師会、桃生郡医師会等からの派遣医師により対応しています。</p> <p>派遣医師数は平成19年度は延1,026人です。</p> <p>石巻市立病院が石巻市夜間急患センターと合併した場合、石巻市立病院の医師が当該診療科を年間365日を通じて診療することは、現在の医師数では困難であり、これまで以上の医師派遣は大変厳しいところです。</p> <p>このことから、吸収合併することは難しいものと考えていますが、今後も連携を図り重症患者の受入れ等を行い、患者が安心して受診できるよう努めてまいります。</p> <p>②石巻市夜間急患センターの駐車場利用について</p> <p>石巻市夜間急患センターの正面駐車場には、10台分の駐車スペースがありますが、身障者マークの表示がある3台分については、日中は石巻市立病院の身障者用駐車場として、常時、石巻市立病院の患者が利用しています。また、身障者用スペースが満車のときには、声をかけていただければいつでも他の駐車スペースも利用することができます。</p> <p>このほか、日中において、石巻市夜間急患センターに診療費の精算に来る患者や関係業者なども利用しています。</p> <p>このことから、石巻市立病院の患者に駐車場を開放することは難しい状況にあります。</p> <p>なお、石巻市夜間急患センターの向かいにある川沿いの駐車場も石巻市立病院の患者の駐車場として利用できます。</p>
37	<p>石巻市立病院・石巻市立牡鹿病院・石巻市立雄勝病院を一括で管理していくことが出来るのなら、5診療所を一括管理してはどうでしょうか。</p> <p>一括管理することにより、各診療所の人員が効率的に配置できることや重複している業務がある場合、簡素化できるのではないのでしょうか。</p>	<p>5診療所は、診療所事業特別会計により運営しており、保健福祉部健康推進課が一括管理しています。</p> <p>なお、今後も効率的な人員配置及び経費削減に努めてまいります。</p>

番号	ご意見・ご提案の内容（要旨）	ご意見等に対する本市の考え方
38	<p>経営形態の検討の中に「地方公営企業法全部適用」が最適でありそれを目指します。とありますが、各経営形態等の見直しを見ると、「全国的には完全な経営の独立性の確保には繋がらない状況が見られます。」とありますので、様々な課題があっても「地方独立行政法人」の方が、「人事管理や業務執行面で機動性、弾力性のある経営が可能です。」と病院独自の特殊性を發揮できると思います。</p> <p>「地方独立行政法人」になれば、理事長の責任において、病院の舵取りをすることになると思いますが、給与体系や人事について、独自に運用出来るようになり、人件費の抑制にもつながると考えます。</p> <p>また、現在の職員を非公務員にする問題もありますが、現在勤務している職員は、病院採用ではなく石巻市採用でしょうから、病院が「地方独立行政法人」になる際に、病院で勤務するか？ 他の部署（診療所・検診業務・窓口等）に異動になるか？ を選択させれば、いいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>その選択で、病院に残るといふ職員は、本当に病院のことを考えて働くと思います。</p>	<p>ご提言のとおり、「地方公営企業法全部適用」より「地方独立行政法人」のほうが、人事管理や業務執行面で機動性、弾力性のある経営が可能です。</p> <p>しかし、地方独立行政法人化すれば無条件に業務が効率化するものではなく、そのメリットを生かす工夫が必要です。</p> <p>地方独立行政法人法は、平成16年4月1日から施行され、制度創設から4年が経過したところでありますが、この経営形態に移行した病院がわずかしがなく、経営効率化が図られたかどうかはこれから明らかになるものです。</p> <p>また、「地方独立行政法人」は地方自治体とは別の法人格のため、議会の議決は、中期目標や料金の上限の認可、解散等に限定され、議会のチェックが十分でない可能性があり、結果として経営の効率化が優先され、不採算分野の医療が確保されなくなることが懸念されます。</p> <p>このことから、現時点では、医療の公共性を確保するためには、「地方公営企業法の全部適用」が最適の経営形態であると考えています。</p>
39	<p>そもそも石巻市立3病院の経営を一緒に考えなければならぬでしょうか。</p> <p>市町村合併前は、各市町村で運営していたはずなので、個々の病院ごとに、管理者を置き運営させた方が、より地域のニーズにあった医療の提供ができると考えますがいかがでしょうか。</p> <p>また、個々の病院ごとに運営することにより、マイナス決算になれば、その管理者（病院職員）の責任になるため、職員に責任感（危機感）を持って業務をこなすようになると考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>石巻市立3病院については、現在「地方公営企業法の一部（財務規定）」を適用していますが、平成25年度から「地方公営企業法全部適用」を目指すことにしています。</p> <p>地方公営企業法に基づき運営する場合は、同法第17条の規定により、特別会計を設けて行うことが必要で、1事業1会計が原則です。</p> <p>また、現在、石巻市立3病院の開設者は市長であり、それぞれの病院には病院長を配置し、個々の病院ごとに地域のニーズにあった医療を提供することとしています。</p> <p>なお、地方公営企業法の全部が適用された場合は、同法第7条の規定により1事業1管理者となり、管理者が地方公共団体の長から任命されることとなります。</p>